

在宅医療

暮らしを支える

介護マップ



在宅医療・介護とは

通院が困難になった患者さんに対して、医師、看護師をはじめとする医療・介護事業者が定期的にご自宅や施設に訪問し、それぞれの専門的な知識を活かしながら、チームで暮らしを支えるケアを行うものです。

発行：幸手市・杉戸町・北葛北部医師会（在宅医療・介護連携推進事業）

*平成29年11月16日現在の情報で作成しております。在宅医療・介護に関する情報は、幸手市・杉戸町・北葛北部医師会のホームページで更新します。

地域まるごと電話相談

もしも突然、
家族に介護が必要になったら？



介護方法や
医療的な処置

病院に通えない

訪問介護

認知症かも？

往診医

何から聞けばいいかわからないけど
とにかく大変！



医療や介護の制度は複雑で、
誰に何を相談したらいいかわからないよね。
当事者になったら医者の中でも慌ててしまうかも。

でも大丈夫！
迷っている時点でお願いします
私たちコミュニティーナースが
一緒になって最良のケアを考え
ます。



地域には在宅医療を支える様々な仕組
や施設があるけれど
個別に窓口を訪れても、なかなか問題
解決に至らないのが現状です。
それらを上手に組み合わせて利用する
ためには、家族の問題を理解し、一緒に
考えてくれる伴走者がいると心強いよね。

はい、
医療・介護のご相談を公的な立場で
「まるごと」承ります。
ご家族と二人三脚で、在宅医療を
コーディネートさせていただきます！



システムは使う人のためにあるものね。
上手に利用して、みんなが「自分らしく」
生活できる地域を目指して、私たちは
在宅医療に取り組んでいます。

医療・介護で困ったら とにかくお電話ください。

“菜のはな” をとお伝えください



受付時間 月～金 9:00-17:00
(日曜、祝日、年末年始を除く)

北葛北部医師会(幸手・杉戸)
在宅医療連携拠点 菜のはな(東埼玉総合病院内)

幸手市・杉戸町の委託事業により運営されています

コミュニティーナースが(*3P参照) 在宅医療や介護を コーディネートします。

市役所
町役場



地域包括
支援
センター

医師



連携病院・診療所



薬剤師



歯科医師



栄養指導



訪問看護



訪問介護



ケアマネジャー



リハビリ



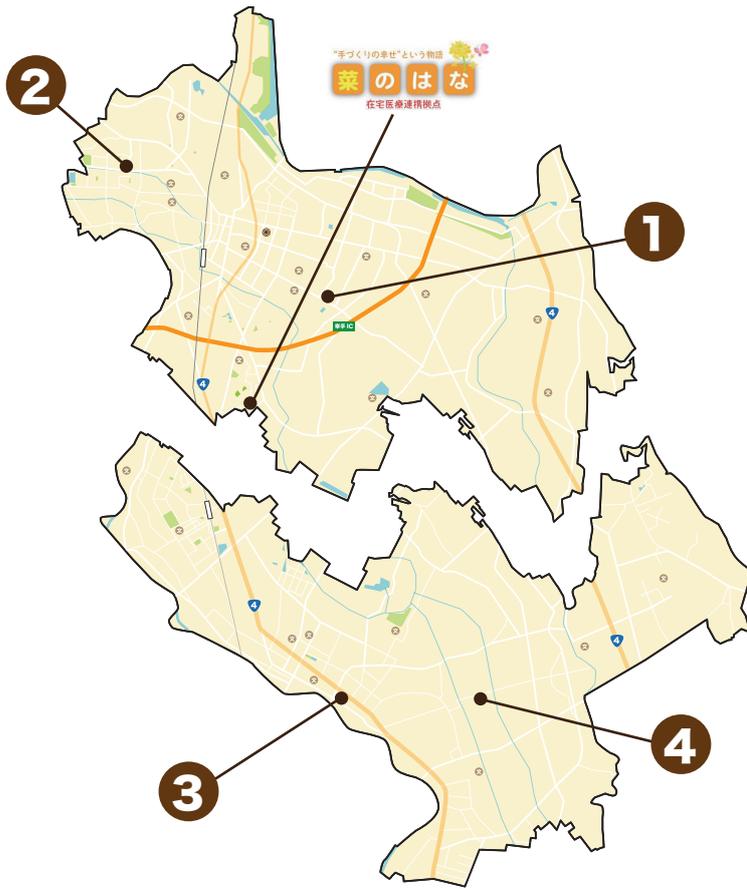
地域住人



在宅医療・介護コーディネーターであるとともに地域で活動するコミュニティーデザイナーとタッグを組んで「暮らしの保健室」や、医療や介護について学び合う「ケアカフェ」の運営など、さまざまな活動を行っています。 (*3P 参照)

在宅医療連携拠点「菜のはな」は、幸手市・杉戸町北葛北部医師会からの委託により行われています。

地域包括ケアの医療側の窓口として、在宅医療介護連携の推進と幸手市・杉戸町ならではの支援体制をつくりこのまちの高齢化問題に取り組んでいます。



地域包括支援センター

この地域で暮らす一人ひとりが、適切なタイミングで適切な医療や福祉につながることでできる地域づくりを目指して、地域全体の医療・介護・福祉を取りまとめる役割を担っています。

- 1 幸手東地域包括支援センター**
 幸手市 天神島 1030-1 (ウェルス幸手内) **53-6151**
- 2 幸手西地域包括支援センター**
 幸手市 香日向 4-5-1 (旧香日向小学校内) **40-3443**
- 3 すぎと地域包括支援センター**
 杉戸町 清地 2-9-29 (杉戸町役場内) **36-2620**
- 4 良宝園地域包括支援センター**
 杉戸町 才羽 2108-1 (介護老人福祉施設良宝園内) **38-1120**

行政

市役所
 町役場

地域包括ケア会議

介護

地域包括
 支援センター

医療

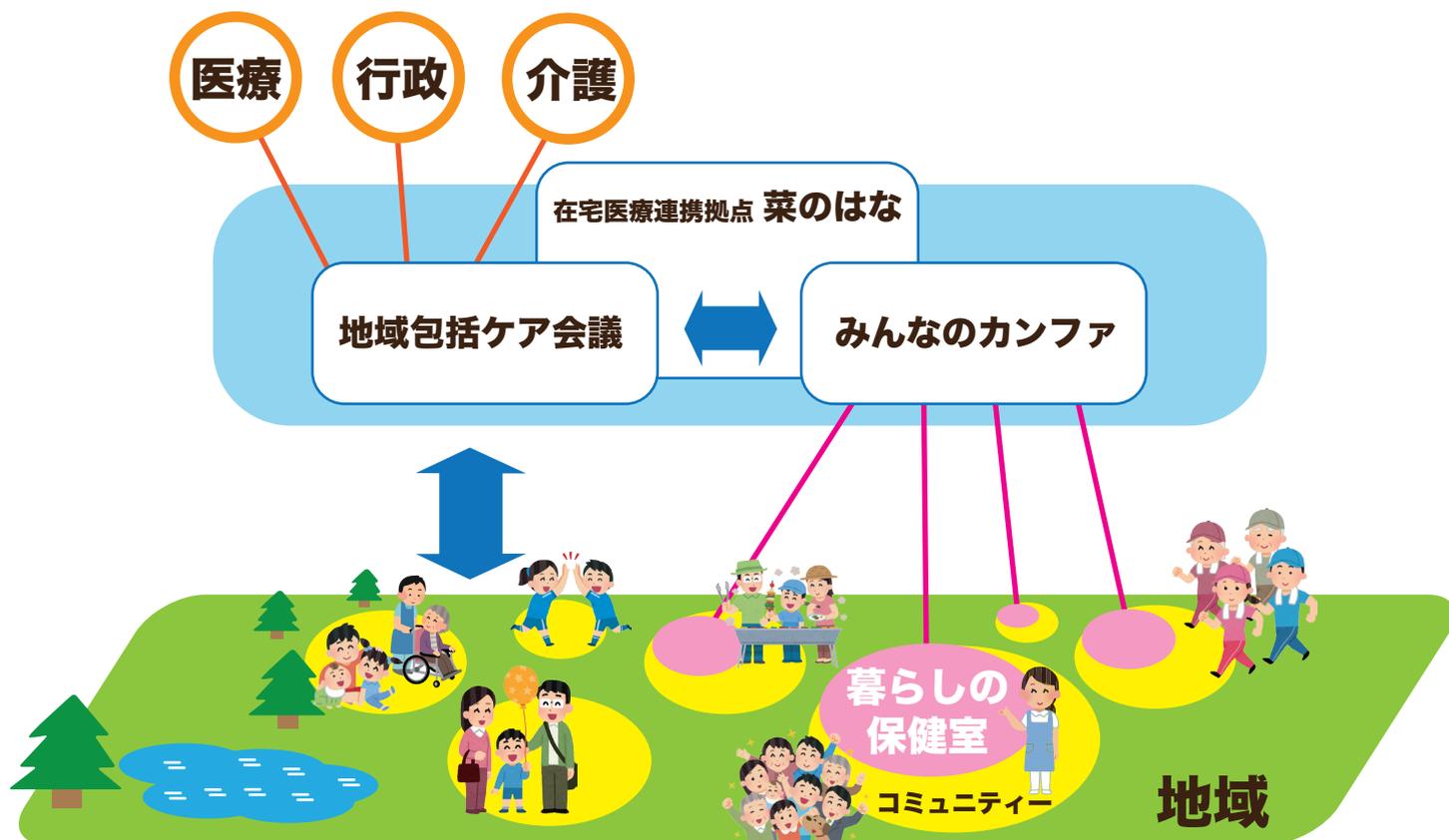
北葛北部医師会
 在宅医療連携拠点
菜のはな

地域包括ケア会議

地域包括ケア会議では「地域包括支援センター」「行政」「菜のはな」が定期的に意見交換を行います。個別のケースから地域レベルの問題まで連携して困難事例を検討し、解決策を導き出すコーディネート機能を内包した会議です。

住民の暮らしを支える さまざまな仕組み

地域みんながお互いに支えあって活動しています。



暮らしの保健室

町内会やサロン、コミュニティーカフェなど人々が集う場所にコミュニティーナースが出向き、住民と近い距離で健康について学んだり、在宅医療・介護の相談をしたり、体験したりする場です。「暮らしの中にある保健室」として、活動を拡げています。

みんなのカンファ

暮らしの保健室を運営している方や、コミュニティーデザイナーが集まって、地域で困っている方々の情報を共有したり保健室活動の中で気づいた地域住民が抱える問題に必要な支援を結びつける会です。地域の問題に気づいた方が、一人で抱え込まないように、専門家も一緒になって、みんなで検討します。

コミュニティーデザイナー

暮らしの保健室や、地域の支え合い活動、街づくりに参加したり、地域の健康や生活の問題に感心の高い人達をコミュニティーデザイナーと呼んでいます。このような方々がゆるやかに繋がっていく事で、地域の支え合いはより強いものになっていきます。

コミュニティーナース

病院やクリニックではなく「地域」を主な活動の場にする看護師です。住民の皆様、お一人お一人に寄り添いながら医療だけでなく、介護や地域でのお困り事、将来の不安など、生活全般の課題を一緒に考えていきます。

ケアカフェ

だれでも参加できる地域包括ケアや多職種協働へ向けた学習会です。顔の見える関係が、多職種間での協働をスムーズにしてくれます。また、コミュニティーデザイナーをはじめとする、地域の健康や生活の課題について関心が高い方も参加しており、地域の様々な課題を、現場で活躍する専門職や行政の方々へ直接届ける事ができています。



市民のつどい

いくつになっても自分の暮らしを続けていきたいものですね。市民のつどいでは有名講師のお話を聞いたり、地域にある多くの制度や様々な取り組みを知ることを通じて、ご自身やご家族の将来に活かしていくことを目的としています。毎年200人を越える方々が参加されます。



コミュニティーカフェ

地域の人たちが集まり交流できる場としてのカフェです。人々の居場所を提供し、地域デビューを後押しする、地域コミュニティーの核となる場所です。



幸手・杉戸地域では、在宅医療を支えるために、地域みんなが繋がって、様々なかたちで協働しています。



地域には町内会やサロン、趣味のグループなど、人が集まる場所があって、コミュニティーを取りまとめる人達があります。



そのような活動をしている地域の課題に感心が高い人を、コミュニティーデザイナーと呼んでいます。



地域コミュニティーにおじゃまして医療や介護の相談をしたり、健康指導をさせていただくのが「暮らしの保健室」です。



地域コミュニティーや暮らしの保健室から、地域住民の抱える問題を「みんなのカンファ」で拾い上げ共有します。専門家の会議である地域包括ケア会議とも連携して、適切な解決方法を探ります。



そのようにして導き出した解決策は暮らしの保健室や、コミュニティー活動を通じて、地域に還元されます。人がつながり、情報が蓄積される事で地域はどんどん良くなります。



地域のコミュニティーに参加する事はご自身の健康や安心だけでなく、地域を良くする事にもつながります。

「とねっと」とは？

「とねっと」は、埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会が構築し、管理運営する IT 技術を活用した診療情報を共有化する地域医療ネットワークシステムです。

このシステムは住民の皆さんの命と健康を守るため、地域の医師や看護師不足の中、限られた人材や高度医療機器などを有効活用し、地域のかかりつけ医と中核病院が役割を分担しながら連携し、地域全体で住民の皆さんの医療を完結していくものです。

また、救急隊（救急車）が現場でこのシステムを活用し、迅速・的確な救急活動に役立てていくものです。



検査結果や投薬情報を共有できるので、重複検査や重複投薬を防ぐことができます。このシステムで一貫した安全で効率の良い医療を受けることができます。

救急隊が必要な診療情報を取得できるので、迅速な処置や、適切な搬送先の選定をすることができます。

お申し込み・お問い合わせ

幸手市健康増進課（ウェルス幸手） 0480-42-8421

杉戸町健康支援課（保健センター） 0480-34-1188

在宅療養支援ベッド (在宅バックベッド)

在宅医療を利用している時、毎日の介護に休憩が欲しい時、病態が悪くなった時は、秋谷病院・堀中病院・東埼玉総合病院の、地元医師会会員 3 病院が、入院を受け入れるサポート体制を整えています。

* 平成 27～29 年 在宅医療提供体制充実支援事業



医師



在宅患者さんの全身状態や病状を診ながら、病院や診療所と同じ質の高いケアを行います。ご本人の必要に応じて、在宅医療に関わる様々な医療スタッフに適切な指示を出す役割を担っています。

連携病院・診療所



在宅患者さんの病状が急変したり、徐々に悪化して病院での治療が必要と判断された場合には、連携する地域の病院や診療所が、かかりつけ医から引き継いで適切な治療を行います。

歯科医師

口腔内の状態を診て、虫歯の治療や入れ歯の調整、口の中を衛生的に保つためのケア、飲み込み機能の低下、寝たきり状態や誤嚥性肺炎を予防するためのアドバイスや指導を行います。



薬剤師

処方された薬が正しく飲めているかどうか、薬の飲み合わせや副作用などを確認し、在宅患者さんにとって効果的で負担の少ない、服薬指導を行い、不要な薬を減らしたりする役割を担っています。



介護

介護サービスを利用できる対象

40～64才(特定疾病に該当している方)

65才以上



介護の相談・ケアプラン作成

居宅介護支援

幸手 (12件) **23P** 1-12

杉戸 (10件) **24P** 1-10

居宅サービス、地域密着型サービス、そのほか利用者が日常生活を送るために必要となる保健医療サービスまたは福祉サービスなどを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、おかれている環境、利用者本人や家族の希望などを考慮したうえで、利用するサービスの種類や内容、これを担当する者などを定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うことをいいます。また、利用者が地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設への入所を希望する場合には、それらの施設の紹介や必要な便宜を図ります。居宅介護支援を行う専門職を「介護支援専門員(ケアマネジャー)」といいます。

介護予防支援

要支援1または要支援2の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン(介護予防サービス計画)の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行います。

制度上「自宅(居宅)」とされる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の利用者(入居者)も利用します。なお、介護予防支援は、地域包括支援センターで行っていますが、居宅介護支援事業所に業務委託をしている場合があります。



自宅に訪問

訪問介護(ホームヘルプサービス)

幸手 (9件) **25P** 1-9

杉戸 (7件) **26P** 1-7

介護福祉士や訪問介護員によって提供される入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスをいいます(ただし、「夜間対応型訪問介護」にあたるものを除きます)。

訪問看護

幸手 (1件) **25P** 10

杉戸 (4件) **26P** 8-11

看護師、准看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士が居宅を訪問して行う療養にかかわる世話、または必要な診療の補助を行うサービスをいいます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

幸手 (1件) **25P** 11

杉戸 (2件) **25P** 11 **26P** 12

定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排せつ、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどをいいます。

訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士という専門職が、居宅を訪問して行われる、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーションをいいます。

夜間対応型訪問介護

幸手 (1件) **25P** 11

杉戸 (1件) **25P** 11

夜間の、定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどをいいます。



居宅療養管理指導

病院や診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などによって提供される、療養上の管理及び指導などをいいます。

訪問入浴介護

居宅を訪問し、持参した浴槽によって行われる入浴の介護をいいます。



施設に通う

通所介護 (デイサービス)

幸手 (12件) 27P 1-12

杉戸 (7件) 28P 1-7

老人デイサービスセンターなどで提供される、入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練をいいます (ただし、利用定員が19名以上のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除きます)。

地域密着型通所介護

幸手 (3件) 27P 13-15

杉戸 (4件) 28P 8-11

小規模の老人デイサービスセンターなどにおいて日帰りで介護や生活機能訓練などを行います。日中、利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。原則、利用者は事業所のある市町村の住民に限られます。

通所リハビリテーション (デイケア)

幸手 (2件) 27P 16-17

杉戸 (1件) 28P 12

介護老人保健施設、病院や診療所で提供される、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とする、リハビリテーションをいいます。

認知症対応型通所介護

認知症にある人が、老人デイサービスセンターなどを訪れて利用する、入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。

訪問・通い・宿泊を組み合わせる

小規模多機能型居宅介護

杉戸 (1件) 28P 13

利用者の居宅で、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。

看護小規模多機能型居宅介護

利用者の居宅への訪問、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排せつ、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。

短期間の宿泊

短期入所生活介護 (ショートステイ)

幸手 (5件) 29P 1-5

杉戸 (3件) 30P 1-3

特別養護老人ホームなどの施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練をいいます。

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

幸手 (1件) 29P 6

介護老人保健施設などの施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要となる医療、日常生活上のサービスをいいます。

施設などで生活

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

幸手（4件） **31P** 1-4

杉戸（3件） **32P** 1-3

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられます。介護老人福祉施設は、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれています。

利用できるのは、原則要介護3以上の方です。

介護老人保健施設

幸手（1件） **31P** 5

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。

利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができます。

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・軽費老人ホーム）

幸手（3件） **31P** 6-8

杉戸（2件） **32P** 4-5

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。利用できるのは要介護・要支援認定をお持ちの方です。

介護療養型医療施設

慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）です。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができます。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設に比べて、医療や介護の必要度が高い方を対象にしています。

地域に密着した小規模な施設等

* 原則、利用者は事業所のある市町村の住民に限られます。



認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

幸手（4件） **33P** 1-4

杉戸（4件） **34P** 1-4

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指します。

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

幸手（3件） **33P** 5-7

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

地域密着型特定施設入居者生活介護

幸手（1件） **33P** 8

介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

福祉用具

福祉用具貸与

幸手 (3件) 35P 1-3

杉戸 (1件) 36P 1

利用者の心身の状況、希望及びその環境をふまえたうえで、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整などを行い、(1) 車いす (2) 車いす付属品 (3) 特殊寝台 (4) 特殊寝台付属品 (5) 床ずれ防止用具 (6) 体位変換器 (7) 手すり (8) スロープ (9) 歩行器 (10) 歩行補助つえ (11) 認知症老人徘徊感知器 (12) 移動用リフト (つり具の部分を除く) (13) 自動排泄処理装置の福祉用具を貸し与えることをいいます。

特定福祉用具購入

幸手 (4件) 35P 1-4

杉戸 (1件) 36P 1

福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられるなど、貸与にはなじまないもの (これを「特定福祉用具」といいます) を販売することをいいます。

具体的には、(1) 腰掛便座 (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品 (特殊尿器) (3) 入浴補助用具 (4) 簡易浴槽 (5) 移動用リフトのつり具の部分 の5品目です。

住宅改修

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするときは、必要な書類 (住宅改修が必要な理由書等) を添えて、申請書を提出し、工事完成後、領収書等の費用発生の実感がわかる書類等を提出することにより、実際の住宅改修費の8割又は9割 (費用限度額は20万円まで) 相当額が償還払いで支給されます。



介護保険外の高齢者の住まい

有料老人ホーム

幸手 (2件) 37P 1-2

杉戸 (1件) 38P 1

高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、日常生活上必要な便宜 (洗濯、掃除等の家事、健康管理) を提供する施設です。

有料老人ホームは、民間の事業活動として運営されるため、施設の設置主体に規定はありませんが、設置者は都道府県知事への事前届出義務があります。サービスの内容や運営についてはガイドラインが示されており、これに基づいて都道府県が指導します。

上記の法律に基づき、厚生労働省と国土交通省が共同で所管しています。

サービス付き高齢者向け住宅

幸手 (1件) 37P 3

2011 (平成23) 年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律 (高齢者住まい法)」の改正により創設された登録制度に、登録されている住宅です。一定の面積、設備とバリアフリー構造等を有する高齢者向けの賃貸住宅または有料老人ホームであって、高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供します。

上記の法律に基づき、厚生労働省と国土交通省が共同で所管しています。

在宅医療連絡先 メモ

かかりつけ医

病院：

担当医：

連絡先：

かかりつけ薬局

薬局：

担当者：

連絡先：

かかりつけ歯科医

歯科：

担当医：

連絡先：

訪問看護ステーション

施設：

担当者：

連絡先：

ケアマネジャー

施設：

担当者：

連絡先：

地域包括支援センター

施設：

担当者：

連絡先：

メモ

とねっと ID

-



北葛北部医師会（幸手・杉戸）
在宅医療連携拠点 菜のはな（東埼玉総合病院内）

受付時間 月～金 9:00-17:00
（日曜、祝日、年末年始を除く）

地域まるごと電話相談

幸手市・杉戸町の委託事業により運営されています



（代表）

0480-40-1311

“菜のはな” をとお伝えください

幸手東地域包括支援センター

幸手市 天神島 1030-1（ウェルス幸手内）

53-6151

すぎと地域包括支援センター

杉戸町 清地 2-9-29（杉戸町役場内）

36-2620

幸手西地域包括支援センター

幸手市 香日向 4-5-1（旧香日向小学校内）

40-3443

良宝園地域包括支援センター

杉戸町 才羽 2108-1（介護老人福祉施設良宝園内）

38-1120

発行：幸手市・杉戸町・北葛北部医師会（在宅医療・介護連携推進事業）

*平成29年11月16日現在の情報で作成しております。在宅医療・介護に関する情報は、幸手市・杉戸町・北葛北部医師会医師会のホームページで更新します。